

「山形県動物愛護管理関係不利益処分等取扱要領(案)」に対する意見募集結果

1 意見募集期間 令和6年2月 26 日(月)から3月 25 日(月)まで

2 御意見等の数 5件(意見提出者 1人)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
1	第1章 第4 軽微な違反に対する措置	行政指導において、「動物愛護管理指導票」を交付した事業者に「始末書」または「顛末書」において改善状況を把握し完了とするとの理解でよろしいでしょうか。	違反の内容に応じて、改善を指導いたします。「始末書」または「顛末書」の徴収は改善指導の一部であり、事案ごとに適切な形で指導してまいります。
2	第2章 第1 1 勧告	動物取扱責任者研修は山形県が主催していると思料されることから、動物取扱責任者研修を動物取扱責任者に受けさせていないときは、県ですぐに把握できるものと理解してよろしいですか。	他自治体で動物取扱責任者研修を受けている可能性があり、直ちに把握することは困難ですが、他自治体で研修を受講した場合は、修了証の写しの提出を求めており、未受講者の早期把握に努めております。
3	第2章 第1 3 勧告及び措置命令の期限	当該違反の状態が動物の生命、健康状態の維持に著しい障害とあるおそれがある場合は、直ちに改善するよう命ずることができるがあるが、フロー図では命令を課す必要の有無を判断し、なしの場合は「完了」となっています。基準に適合していない場合は、改めて勧告等の措置は検討されないのでしょうか。	対応の緊急性が高い場合に、命令を課す必要性はないと判断することは稀なケースになると考えられますが、命令を不要と判断した場合でも基準に適合しない状態で完了することはありません。
4	その他	立入り検査を受け入れない動物取扱業者の処分はどのようになりますか。	動物の愛護及び管理に関する法律第47条第3号に該当し、罰則が適用されます。
5	その他	登録取り消し後の残った動物の取り扱いには山形県動物愛護管理関係不利益処分等取扱要領で取り決める事項ではありませんが、残った動物の救済のガイドラインは決まっていますか。	山形県動物愛護管理推進計画に基づき、関係団体と連携しながら適正な飼育環境が構築されるよう取り組んでまいります。